

介護サービス事業の指定の流れ

<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護 ・ (介護予防) 訪問看護 ・ 通所介護 ・ (介護予防) 福祉用具貸与 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 居宅介護支援 ・ 生活支援訪問サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (介護予防) 訪問入浴介護 ・ (介護予防) 訪問リハビリテーション ・ (介護予防) 短期入所生活介護 ・ 特定(介護予防)福祉用具販売 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防訪問サービス ・ 介護予防通所サービス
--	--

介護サービス事業を始めようとするときは、あらかじめ行おうとする事業に関する基準を確認してください。

	ポ イ ン ト
1 準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護事業を行うためには、法人である必要があります。 ・ 定款等に、当該事業を実施する旨が記載されている必要があります。 ・ 開設希望の土地・建物が介護施設の用途に適しているか、事業者が自ら関係各課に問い合わせを行い、適合していることを確認してください。 (参考：土地政策課、都市計画課、建築行政課 等)
2 事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定申請を行う前（事業所の新築、改修工事等の前）に、あらかじめ相談してください。
3 指定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当するサービスの「指定申請書添付書類チェックリスト」により提出書類を確認し、指定申請書類を作成してください。 ・ 必要な書類が全て揃ったのを確認し、市へ提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 事業開始予定日のおおむね <u>1 か月前</u> に指定申請書を提出してください。 ※ 書類が不足している場合、受付することができません。 ※ 申請には手数料が必要です。(浜松市収入証紙を所定の証紙記に貼付し、指定申請書類と一緒に提出してください。) <p style="text-align: center;">〈手数料〉</p> <p style="text-align: center;">居宅サービス …………… 20,000 円 (1 サービスにつき)</p> <p style="text-align: center;">介護予防サービス …… 15,000 円 (1 サービスにつき)</p> <p style="text-align: center;">居宅介護支援 …………… 20,000 円</p>
4 審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市で申請内容について基準に適合しているか確認します。 (欠格要件、人員基準、設備・施設基準、運営規定の内容等) 必要に応じて書類の訂正、差替えをお願いします。 ・ 通所系・短期入所系の事業所については、現地調査を行います。
5 指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査により基準に適合していることが確認できた後、指定し、指定審査結果通知書を送付します。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 指定日は、原則として毎月 1 日になります。

【窓口】〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松市健康福祉部介護保険課 指導第 1 グループ・指導第 2 グループ

Tel. 053-457-2875・2787 Fax. 053-450-0084

E-mail : kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp